明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

けた者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者、当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　略］

ホ　当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

ヘ　当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第五十五条の二　法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

［ハ・ニ　略］

に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）若しくは当該障害者の配偶者、当該届出を行う障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

十　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ニ　同上］

ホ　当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る生活保護実施関係情報

ヘ　当該届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第五十五条の二　法別表第二の百九の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［同上］

［ハ・ニ　同上］

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る前号イからハまでに掲げる情報

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務　当該変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る第一号イからハまでに掲げる情報

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る第一号イからハまでに掲げる情報

第五十八条　法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。）に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

［ロ・ハ　略］

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児の保護者に係る前号イからハまでに掲げる情報

［号を加える。］

［号を加える。］

第五十八条　法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

［ロ・ハ　同上］